

令和3年第4回

高森町議会12月定例会会議録

令和3年12月10日開会

令和3年12月17日閉会

高 森 町 議 会

1 2 月 1 0 日 (金)
(第 1 日)

令和3年第4回高森町議会定例会（第1号）

令和3年12月10日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
9番 田上 更生 君
1番 後藤 巖 君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期（8日間）

自 令和3年12月10日

至 令和3年12月17日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
12月10日(金)	本会議	議案審議
12月11日(土)	休 会	
12月12日(日)	〃	
12月13日(月)	本会議	一般質問
12月14日(火)	休 会	総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会
12月15日(水)	〃	議会運営委員会 各特別委員会
12月16日(木)	〃	
12月17日(金)	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて
【令和3年度高森町一般会計補正予算第9号】

日程第 5 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて
【令和3年度高森町一般会計補正予算第10号】

日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 7 議案第57号 高森町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

日程第 8 議案第58号 高森町有機農業推進施設条例の一部改正について

- 日程第 9 議案第 59 号 高森町国民健康保険条例の一部改正について
 日程第 10 議案第 60 号 令和 3 年度高森町一般会計補正予算について
 日程第 11 議案第 61 号 令和 3 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
 日程第 12 議案第 62 号 令和 3 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
 日程第 13 議案第 63 号 令和 3 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
 日程第 14 議案第 64 号 令和 3 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
 日程第 15 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|---------|------|----------|
| 1 番 | 後藤 巖 君 | 2 番 | 津留 智幸 君 |
| 3 番 | 後藤 清治 君 | 4 番 | 牛嶋 津世志 君 |
| 5 番 | 後藤 三治 君 | 6 番 | 芹口 誓彰 君 |
| 7 番 | 立山 広滋 君 | 8 番 | 本田 生一 君 |
| 9 番 | 田上 更生 君 | 10 番 | 佐伯 金也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (22名)

- | | | | |
|----------|---------|-----------|------------|
| 町 長 | 草村 大成 君 | 副 町 長 | 服部 信一郎 君 |
| 教 育 長 | 佐藤 増夫 君 | 総 務 課 長 | 東 幸祐 君 |
| 生活環境課長 | 津留 大輔 君 | 会 計 課 長 | 馬原 恵介 君 |
| 政策推進課長 | 荒牧 久 君 | 住民福祉課長 | 阿蘇品 かおり さん |
| 健康推進課長 | 岩下 雅広 君 | 税 務 課 長 | 眞原 友紀 君 |
| 農林政策課長 | 後藤 一寛 君 | 建 設 課 長 | 岩下 徹 君 |
| TPC事務局長 | 古澤 要介 君 | 教育委員会事務局長 | 緒方 久哉 君 |
| 監 査 委 員 | 古庄 良一 君 | 総務課長補佐 | 村上 純一 君 |
| 住民福祉課長補佐 | 石田 昌司 君 | 健康推進課長補佐 | 住吉 勝徳 君 |
| 建設課長補佐 | 土井谷 顕 君 | TPC事務局次長 | 二子石 誠 君 |
| 総 務 係 長 | 芹口 孝直 君 | 財 政 係 長 | 木村 允哉 君 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 (2名)

- | | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 村嶋 立章 君 | 議会事務局次長 | 今村 親助 君 |
|--------|---------|---------|---------|

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）おはようございます。

令和3年第4回高森町議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中に本定例会に御出席いただき誠にありがとうございます。

やはり、1番は新型コロナの関連でございますが、約1月弱程度県内の発生状況の確認はほぼないというところで落ち着きを見せていますが、世界を見渡しますと新しい変異株等が主流となり、なかなか収束の見通しが立たない状況であります。国内の状況に関しては、県内とほぼ同様な推移になっているわけでございますが、今後も第6波と言われるようなこの波に関して、確実に来るものではないかという予想も出ておりますので、しっかりそのあたりは気を引き締めていかなければいけないというふうに思っております。議員の皆様、町民の皆様におかれましては、当然12月でもう中旬を迎えますのでいろんな外出機会が増えると思いますが、個々の方それぞれが、やはり感染予防対策を徹底していただけることが1番ではないかというふうに考えております。

また、それに関連いたします高森町の第3回目ワクチン接種の件ですが、これは国の方がなかなかしっかりした情報がまだ届かないところもございます。これは、ワクチンやその制度に対しても多々あるのではないかなと思っております。当町としては、来年2月中旬頃から3回目の接種開始をするという予定でおります。実施方法につきましては、以前から議会の皆さんからも御意見いただいておりますように、1回目、2回目と同様に集団接種をその会場で進めるとともに、高森の医師会の御協力をいただき、また町外の医療機関の先生方にも何かあれば御協力をいただく形で、個別接種を実施する予定となっております。1回目、2回目と同様、接種を希望される皆さんが、安心して追加接種を受けられるような準備を行政としては進めているところでございます。

また、子育て支援臨時特別給付金ですね。現在、マスコミで話題になっておりますが、これは12月の支給開始を目指して準備を進めており、補正予算専決処分とさせていただきますので、本定例会で御報告をさせていただきます。

同時に、阿蘇中岳の火山の噴火が落ち着いております。観光客も戻ってくる途中に、こういう火山の降灰の被害があったわけでございます。特に、今回は当町がほぼほぼ降灰の被害を被ったということで、県知事をはじめ熊本県の職員の皆さんが大変スピード感をもって対応していただきましたので、できる限りの被害を受けた農家に対してのバックアップが出来たのではないかなというふうに思っております。引き続きいつ噴火するかわかりませんし、北西の偏西風という独特な季節性の風がありますので、2月の初旬か中旬ぐらいまでは、当町の方面に何かあれば過去を見ますと直撃いたしておりますので、そこは気を引き締めていきたいというふうに考えているところでございます。

今後も私の3期目のこの施策等も含めまして、議会にお諮りしたこの計画等に関しては、スピード感をもって進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞ皆様の御理解をお願いしたいというふうに思います。

さて、本定例会で御提案申し上げますのは、承認が2件と諮問1件、条例、補正予算等の議案8件でございます。御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げまして御挨拶といたします。

○議長（佐伯金也君） どうもありがとうございました。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回高森町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の会議は、御手元に配付しております議事日程のとおり行います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐伯金也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番田上更生君、1番後藤巖君を指名します。



日程第2 会期の決定

○議長（佐伯金也君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、11月5日に行われました議会運営委員会において、本日から17日までの8日間と決定しておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から17日までの8日間とすることに決定いたしました。



日程第3 諸般の報告

○議長（佐伯金也君） 日程第3、諸般の報告を議題とします。

9月定例会後に行われた諸般の報告を、委員長及び監査委員からお願いします。議会運営委員会の報告をお願いします。議会運営委員長、芹口誓彰君。

○議会運営委員長（芹口誓彰君） おはようございます。6番、芹口です。

議会運営委員会の閉会中の継続調査事項に係る活動につきまして報告をいたします。令和3年第4回高森町議会定例会の開会にあたり、11月5日に委員会を開催、会期につきましてはただいま決定いただきましたとおり、12月10日から12月17日までの8日間の会期として、13日に一般質問、14日に各常任委員会、15日に特別委員会を開催することといたしました。産業厚生常任委員会につきましては、会計検査のために日程を変更したいというふうな報告を受けております。また、一般質問の通告期限は、12月3日の正午までと決定をいたしました。

12月6日に2回目の委員会を開催しました。一般質問の取り扱いについて協議し、期限までに通告があった5名の議員の質問順につきましては、議会運営基準に基づき、通告順によりまして1番津留智幸君、2番後藤三治君、3番牛嶋津世志君、4番立山広滋君、5番本田生一君と決定いたしました。なお、質問時間は答弁時間を含め1時間です。

次に議案の取り扱いについて協議し、承認第11号、第12号及び諮問第1号、議

案第57号につきましては本日採決、議案第58号、高森町有機農業推進施設条例の一部改正について、議案第59号、高森町国民健康保険条例の一部改正につきましては産業厚生常任委員会付託。議案第60号、令和3年度高森町一般会計補正予算につきましては各常任委員会付託、議案第61号から議案第64号までの令和3年度各特別会計補正予算につきましては、産業厚生常任委員会に付託することといたしました。

以上、議会運営委員会の閉会中の継続調査活動内容を報告いたします。

○議長（佐伯金也君）次に、議会広報特別委員会の報告をお願いいたします。議会広報特別委員長、牛嶋津世志君。

○議会広報特別委員長（牛嶋津世志君）おはようございます。議会広報特別委員長の牛嶋です。

議会広報特別委員会の諸般の報告をいたします。議会広報絆第83号の編集につきまして、10月7日に第1回広報委員会を開催し、以後計3回の委員会を開催いたしました。11月2日に全世帯へ発送をいたしております。

議会広報絆第83号の主な内容といたしましては、表紙にタブレット議会がスタートいたしましたのでその場面を掲載しております。続きまして、2ページに新議長の挨拶及び人事案件を掲載しております。3、4ページには、令和3年度一般会計補正予算の中から、主な事業を写真、イラスト等を使って紹介しております。5ページには主な質疑、6ページには2名の議員による一般質問の内容等を掲載しております。7、8、9ページにおきましては、閉会中の継続審査報告及び常任委員会で審議された主な質疑等を掲載しております。

また、10ページには7月の臨時議会で可決された令和3年度一般会計補正予算の報告と、議員5名がケアランポリンを体験いたしましたのでその様子を掲載しております。11ページが町民の声ということで、今回も2名の方に町に対する思いや現在の生活状況を紹介していただいております。最終ページは、マンガを活用した高森高校の魅力向上に関する連携協定調印式というタイトルで、令和3年9月8日に執り行われました高森高校、株式会社コアミックス、熊本県教育委員会、高森町の4者による調印式の模様を掲載しております。次回の議会広報の編集作業は、12月の定例会後に開催を予定しております。

今後も、町民の皆さんにわかりやすい身近な議会広報を目指して続けていきたいと思っておりますので、皆様の御協力をお願いいたしまして議会広報からの諸般の報告とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君）次に、監査委員の報告をお願いいたします。監査委員、立山広滋君。

○監査委員（立山広滋君）おはようございます。7番、立山です。

監査委員より諸般の報告を申し上げます。9月21日、10月19日及び11月24日に例月出納検査を実施し、一般会計、特別会計の出納状況及び歳計外の取り扱い状況、基金等の管理状況を古庄代表監査委員と詳細に検査した結果、いずれも適正に処理、管理されていたのでここに御報告申し上げます。

また、11月30日に教育委員会所管の高森東学園義務教育学校、住民福祉課所管の高森東保育園の定期監査を実施いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。東学園及び東保育園の備品台帳と、総務課で管理している備品台帳をチェックしましたが、いずれも一部整合性のとれていない備品が見受けられましたので、再度課、局におかれましては、東学園、東保育園の担当職員と台帳を突合され、適正な備品管理に努められることを願います。また、使用されていない備品や対応年数が経過した備品についても協議され、速やかに廃棄処分されることを併せてお願い申し上げ諸般の報告とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君）以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて

【令和3年度高森町一般会計補正予算第9号】

○議長（佐伯金也君）日程第4、承認第11号、専決処分の承認を求めることについて議題とします。提出者の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）承認第11号で御報告いたします、専決第11号、令和3年度高森町一般会計補正予算第9号について御説明をいたします。

専決しました内容は、阿蘇中岳第1火口の噴火に伴う降灰対策に係る予算であり、歳入歳出それぞれ144万2,000円を増額し、予算の総額を74億6,269万5,000円とするものでございます。

7ページをお開きください。歳入について御説明いたします。第19款第1項繰入金につきましては、今回歳出で計上いたしました事業の財源とするため、ふるさと応援基金からの繰入金を計上いたしております。

歳出につきましては、補正予算概要書にて説明をさせていただきたいと思っております。御手元の概要書をよろしく願いいたします。いつものように番号で1番でございますが、農業経営収入保険加入促進事業補助金について御説明を申し上げます。先日発生いたしました阿蘇中岳第1火口の噴火による降灰被害、また近年自然災害も当然多くありますが、鳥獣被害等に加え市場価格の低下や特にこのような感染症の影響などが出るたびに、農家の方々の収入減少に対応できる収入保険制度への加入を促進するため、144万2,000円を計上いたしました。

具体的には、高森町は掛捨て保険料の加入者負担分の内2分の1以内を助成するもので、新規加入のみならず既に加入されている方も対象としておりますが、収入保険制度はそもそも青色申告を行っている方が対象となります。そして、熊本県の方からも、今回同様の補助事業が実施されるということになりまして、本町との事業とあわせまして最大で6分の5が助成されることとなります。町といたしまして加入促進を図っていききたいことから、次年度以降も継続して保険に加入するという条件は設けさせていただいておりますが、農家の方々を取り巻く厳しい環境への対応策として今回計上させていただきました。

12月末を締め切りとして加入申し込みが行われ、1月中の基準保険額確定後に農業共済組合への支払いとなっております。農家の方々への周知や説明会の開催、また手続き等にも時間を要することから、火山灰の降灰対策としても専決処分とさせていただきます。

また、事業の財源につきましては、ふるさと応援基金の項目にある中にこれは合致いたしますので、ふるさと応援基金からの繰入金を充当しておりますが、今後降灰対策の補助金や新型コロナウイルス感染症対策の観点で、補助事業が活用できることになった場合は繰入金を減額する予定としております。わかりやすく農家の皆さんにこの制度を、やはり共済組合の方が説明に回られますし、役所としてもしっかり広報に努めていきたいというふうに思っております。

今後の収入の減収に関して、これはいつ災害が起きるかわからない、また今回のようなコロナの感染症も今回だけとは限らない。それと、南海トラフ地震の被害を受ける地域として、自治体として県内のわずか11、12ですかね。その自治体の中に高森町が入っておりますので、そういうところも含めてやはりこの保険のバックアップ事業というのは、大変効果があるものではないかというふうに思っておりますので、御審議の上御承認賜りますようお願いをいたしまして説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから、承認第11号、専決処分の承認を求めることについて採決します。

お諮りします。本件については、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、承認第11号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて

【令和3年度高森町一般会計補正予算第10号】

○議長（佐伯金也君）日程第5、承認第12号、専決処分の承認を求めることについて議題とします。提出者の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）承認第12号で御報告いたします、専決第12号、令和3年度高森町一般会計補正予算第10号について御説明をいたします。

専決しました内容は、国の経済対策に伴う子育て世帯への臨時特別給付金に係る予算であり、歳入歳出それぞれ4,668万6,000円を増額し、予算の総額を75億938万1,000円とするものでございます。

7ページをお開きください。歳入について御説明いたします。第15款第2項国庫補助金につきましては、本事業の実施に係る国からの補助金を計上いたしております。事務費まで含めて全額が補助対象となりますので、今回町の負担は発生いたしません。

歳出につきましては、補正予算概要書にて説明をいたします。概要書の準備をよろしくお願いたします。1、子育て世帯への臨時特別給付金事業について御説明申し上げます。これは、国が打ち出した緊急経済対策のメニューの内、18歳以下の子ども1人につき現金5万円を給付する、子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するため、4,668万6,000円を計上いたしました。

対象児童は、平成15年4月2日から今年度末までに生まれた子どもとしており、今後案内チラシや申込書の発送、児童手当登録口座等への振り込みを予定いたしております。給付開始日につきましては、市町村において決定することとなっておりますが、緊急経済対策の趣旨を踏まえ、迅速に給付を開始するため専決処分といたしました。その他、子育て関連に用途を限定いたしましたクーポンを5万円相当支給する事業等につきましても、今後の国からの情報提供により、迅速な形で対応できるよう準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、専決しました内容について御説明申し上げましたが、御審議の上御承認賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（佐伯金也君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 討論なしと認めます。

これから、承認第12号、専決処分の承認を求めることについて採決します。

お諮りします。本件について、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 異議なしと認めます。したがって、承認第12号、専決処分の承認

を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（佐伯金也君） 日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員を務めていただいている佐伯一美氏は、3年に渡り人権擁護行政に御尽力、御協力をいただいておりますが、その任期が令和4年3月30日をもって満了するため、その後任として高森町大字色見1918番地、田上農夫男氏を推薦するものであります。同氏は、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ人権擁護委員として適任者でありますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見を伺うものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐伯金也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

○議長（佐伯金也君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第57号 高森町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

○議長（佐伯金也君） 日程第7、議案第57号、高森町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、東幸祐君。

○総務課長（東幸祐君） おはようございます。

議案第57号で提案いたしました、高森町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法の一部が改正されたことによりまして、住民訴訟の賠償責任について、地方公共団体の長等の損害賠償責任の内、重大な過失がない場合、一定以上の額を免除する条例を制定することが認められたことを踏まえ、本町における免除に関する事項を提案するものでございます。地方自治法の改正は、住民訴訟制度の対象となる首長や職員等の損害賠償責任について、軽過失の場合にも、首長や職員等が個人責任としては現在多額の責任を追及されることなどがあるために、賠償責任を限定し、それ以上の額を免責する旨を定める条例を制定するものでございます。

条例の概要でございますが、御手元に条例案を配付しております。最終的には、町長等が負担することとなる損害責任の額を定めるものとされております。負担額は、職種ごとに政令で定める基準を参酌して条例で定めることとされております。職種ごとの負担額は、第2条1号から4号の記載のとおりでありまして、給与年額にそれぞれの区分の数を乗じた金額とし、それを超える賠償金額については免責とするものでございます。

以上、主な内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐伯金也君） 提案理由の説明が終わりました。

なお、議案第57号、高森町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、地方自治法第243条の2第2項の規定により、議会は条例制定に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないとされており、監査委員より条例制定に係る意見書が提出され、その写しを御手元に配付

しております。監査委員から、適当との判断の意見書が提出されたことを申し添えます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）5番、後藤です。

条例案について異議を申し立てるものではありませんが、この趣旨の第1条の中で2段目ですね。町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員とありますが、この後の委員というのはどういう委員を指すのか教えていただきたいと思います。

○議長（佐伯金也君）総務課長、東幸祐君。

○総務課長（東幸祐君）ただいまの5番議員の質問にお答えします。

第2条におきまして1号から4号まであげておりますが、そこに書いてある職員でございます。町長以下副町長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員、またここに書いてある1から4号にあげる委員さんに限っての条例でございます。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第57号、高森町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第58号 高森町有機農業推進施設条例の一部改正について

○議長（佐伯金也君）日程第8、議案第58号、高森町有機農業推進施設条例の一部改正について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君）おはようございます。

議案第58号で御提案いたしました、高森町有機農業推進施設条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本町の有機農業推進のための施設としまして建設されました、オーガニック・アグリセンターは平成14年4月に事業を開始しております。一時期指定管理者への委託等を経まして、本年で19年目を迎えます。この間、担当者をはじめ関係者の努力や関係機関の御協力のおかげで、今日まで無事に運営ができておりますことは非常にありがたいことだと思っております。

自生しますすすき等の野草を原料にした良質の堆肥は、町内外の農家の方々に多くの支持を得まして、生産が追いつかないような状況になりつつあります。このように好評を博しております施設ではありますが、建設当初は施設と同時に堆肥製造などのための機械と、町内農家の機械への投資の負担軽減を図ろうということで、貸し出しを目的に大型の機械が導入されております。

しかしながら、経年による故障や劣化、作業環境の変化等により用途がなくなったものなどもあり、現状にそぐわないものがあることを確認いたしました。そこで、実際に機械を保持する必要があるのかなどの検討を行い、アグリセンターとしての使用頻度の高い機械や、農家へ貸し出すのに必要な機械の絞り込みを行いました。

それでは、御手元の新旧対照表をご覧ください。本条例の、別表第2から別表第4までを改正することといたしております。まず、別表第2の販売堆肥につきましては、現在販売しております堆肥の実績によりまして、販売実績がないものを削除しまして、新たに100センチメートルの牧草の機械を入れておりますので、その牧草とワラのロールを加えております。

次に別表第3の受託作業となりますが、草原の輪地切り、リモコンでの輪地切機というものが以前ございましたので、その機械が故障でもう修理が不可能ということになっております。したがって、これを削除しまして、先ほど申しました100センチメートルの乾草ロール作業とラッピング作業を追加しております。それともう1つは、モアコンディショナーというものがございましたが、これももう劣化して使えなくなっておりますので、ディスクモアに機械の方を変更しております。

最後に別表第4の貸出機械ですが、別表第3で御説明いたしました輪地切機を削除いたしまして、アグリセンターの主力の作業機であります4連プラウに代表されるプラウ類、すきのことをございますけども。それとマニアスプレッダー、堆肥散布機と申します。それらを加えております。

改正内容につきましては以上ようになります。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第58号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第59号 高森町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（佐伯金也君）日程第9、議案第59号、高森町国民健康保険条例の一部改正について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君）おはようございます。

議案第59号で御提案申し上げました、高森町国民健康保険条例の一部改正について提案理由の説明をいたします。

令和4年1月1日から施行されます、健康保険法施行令等の一部を改正する政令等が公布されたことに伴いまして、高森町国民健康保険条例の一部を改正するものでございまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。改正の内容といたしまして、現在の1人当たりの出産

育児一時金は42万円ですが、その総額には産科医療補償制度の掛金が含まれておりまして、その掛金を除く本来の一時金額が40万4,000円から40万8,000円に引き上げられます。しかし、この改定に伴いまして、産科医療補償制度掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げ改定されておりますので、出産育児一時金としての総額42万円は据え置きとなります。産科医療補償制度につきましては、全国の産科医院等の9割以上が加入されておりまして、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺のお子様と、御家族の経済的負担を速やかに補償する制度となっております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御承認いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第59号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第60号 令和3年度高森町一般会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第10、議案第60号、令和3年度高森町一般会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第60号で御提案いたしました、令和3年度高森町一般会計補正予算第11号について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億4,144万5,000円を追加し、予算の総額を78億5,082万6,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。地方債補正につきましては、地方債の借入協議に伴い

追加となる部分について限度額を変更いたしております。続きまして9ページをお開きください。歳入について主なものを御説明いたします。第15款国庫支出金につきましては、今回歳出で計上いたしました、新型コロナワクチン3回目の接種に係る国の負担金及び補助金等を計上いたしました。

続きまして10ページをお願いいたします。第16款県支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る財政出動の影響を受けて、県の予算が減額された地籍調査事業補助金のほか、今回新規事業として取り組むための県からの補助金等を計上いたしました。

11ページをご覧ください。第17款第1項財産運用収入につきましては、現在国債運用しております簡易水道事業基金の国債買い替えに伴う売却収入として、1,464万5,000円を計上いたしております。第18款寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金の状況に応じて増額補正をいたしました。第19款繰入金につきましては、財政調整基金を1,252万4,000円増額いたしました。また、今回歳出で計上している事業の財源とするため、あわせて既に完了している事業の財源を調整するため、各基金からの繰入金補正をいたしました。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。歳出につきましては、補正予算概要書において主な事業について御説明を申し上げますので、準備のほどをよろしくお願ひしたいと思います。いつものように番号で御説明をさせていただきます。この中から、事業を抜粋して説明をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、2番の新型コロナ接種体制整備事業を御説明させていただきたいと思えます。新型コロナワクチンの、先ほど挨拶で申し上げましたように3回目の接種を実施するため、看護師さん等派遣及び接種業務の委託料、集団接種会場内の備品のリース料等、合計1,082万円を計上いたしました。

ワクチンの接種につきましては、これまで同様に希望される方に迅速に対応するだけでなく、安心して接種ができるということを目的にいたしまして、庁舎に隣接した特設の会場でこれまでも実施しておりましたが、3回目の接種につきましても同様の実施を想定いたしております。先ほど申し上げましたように、現時点では2月の中旬から集団接種を開始する予定としております。

あわせて、国の緊急経済対策において新設なされる検査促進枠として、健康上の理由、アレルギー等も含めまして、ワクチン接種ができない人のPCR検査無料化を推進するなど現在打ち出されておりますので、今後は市町村といたしましても、そうした対応等も必要になってくるものと考えておるところでございます。今回の経費にかかる財源には、国からの負担金及び補助金を充当予定としておりますので、高森町の負担は発生いたしません。

続きまして、4番の高森町と096K絆プロジェクトについて御説明を申し上げます。町のさらなる活性化と魅力向上に繋げるため、地域おこし活動を行う096K熊本歌劇団を継続的に支援する経費として、800万円を計上いたしました。本プロジェクトにおきましては、今年度補正6号において第1章天下取り応援事業として、劇団の認知度向上と地域おこし活動の支援を目的として、各種グッズやPR用の服装等の制作を計上させていただきました。今回は、第2章天下統一傾奇旅応援事業として、劇団員の出張公演等のトラック購入に係る経費を計上いたしました。このトラックには、高森町のPRを同時にさせていただきたいというふうに思っております。

財源は、全額ふるさと応援寄附金の内、漫画家の先生たちやエンタメ業界の方がほぼほぼ寄附をしていただいております、エンタメ業界と連携したまちづくり事業に活用することを希望されている分を充当予定としております。096K熊本歌劇団にしかできない、独自の取り組みが本町はかなりできておりますし、今後もこれは相当なPRに繋がるものと捉え、今後も引き続きいろいろな取り組みを行っていききたいというふうに考えております。

続きまして、5番の野草たい肥風まる袋について御説明を申し上げます。アグリセンターで製造している、野草たい肥風まるのデザインを一新して、さらに販売拡大に繋がりたいということで76万円を計上いたしました。これは、今年度開催された阿蘇高森オーガニック・アグリセンター運営委員会において、平成14年当初から使用しているたい肥袋のデザイン変更を行うことが決定されたことに伴い、6種類のデザイン案を作成し、役場庁舎玄関において住民投票を実施いたしました。その結果、デザインが決定いたしましたので、急いで作成しなければいけないということで、今回のタイミングで予算計上させていただきました。

アグリセンターのたい肥につきましては、昨年度実施しました土壌改良事業により年間約1,200トン以上の出荷がありまして、さらに10月19日の熊日により一面に報道されましたので、現在も県内各地から数多くの問い合わせをいただいている状況でございます。また、先般世界文化遺産の会議がある中で、この高森町の取り組みに関して、最終的には野焼きの安全性を高める事業でもあるというところの声をいただいたところも、御報告をさせていただきたいというふうに思います。

また、今年度JAS、資材リストに登録をされて、有機農業を進める方が安心して使用できるたい肥に認定をされました。これまでの取り組みの評価がされたんだなということを感じておるところでございます。今後も良質で安心なたい肥を、当然町内の有機農家のためのこの施設というところで当初建築されておりますので、町内の有機農家の方当然そうでございますが、やはりこれだけ評価が高まってくると町外、県外からの声も高まってきております。そのような希望者に対して、広報も含めて広げていけるような展開にしていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、財源は全額ふるさと応援寄附金の趣旨にありますので、広報させていただきたいと、ふるさと応援寄附金で町の負担がないようにしたいというふうに考えております。

続きまして、6番目の南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発電気設備詳細設計補助について御説明を申し上げます。この再開発整備事業につきましては、令和4年度の本工事に向けて着々と準備を進めているところですが、今回列車の停車位置の変更が生じることになっておりまして、新たな鉄道信号設備等の整備をする必要が出てまいりましたので、設計業務等に係る経費を280万円計上いたしました。

実際の業務発注及びその他の事務は、南阿蘇鉄道株式会社が行いますが、本町からは事業に係る経費を南阿蘇鉄道の復興応援基金からの繰入金で財源として助成したいと思っております。立野駅等においても同様の整備が必要になりますが、その分につきましては南阿蘇村の負担となります。

南阿蘇鉄道の全線復旧及びJR乗り入れ等に係る経費につきましては、現在国や県にも財政支援を求めており、この12月中に県の方からお答えが出るというふうに、前回再生協議会上で田島副知事が述べられたわけでございます。私といたしましては、

高森町議会当初から皆さんが賛同いただきましたこの再開発、そしてJRの乗り入れ等につきましては、1円でもこの負担を軽くしたいというところで飛び回ってきておりましたが、いよいよ県から最終的な、正式なこの発表がなされるのではないかなというふうに期待をいたしております。

また、同時に国の方にも、この事業スキームの中で国の補助金をマックスでいただけるような努力を、担当職員及び南鉄の職員、南阿蘇村の職員さんが一緒になってやっていただいておりますので、何があってもこの補助を取りに行きたいというふうに考えておるところでございます。今年も残り少ないんですが、議会終了後に要望活動をさらに実施してまいりたいというふうに考えております。

以上、御提案いたしております補正予算についてその概要を御説明申し上げましたが、御審議の上御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○**議長（佐伯金也君）** 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、津留智幸君。

○**2番（津留智幸君）** 2番、津留智幸です。

概要書の4番、096Kの出張用トラックの購入費用の補助の件です。高森町を全国にPRするという事で、ラッピングしようということになっております。全国公演に出かけられて、高森町というものを全国に広めるという意味でとても有意義なことだと思いますが、概要書に載ってるデザインがこれはまだ一例と思いますが、せっかくPRするなら高森町がどういう町であるか、どういう魅力があるかすぐわかるような工夫ですね。

例えば、トラックの荷物のところにこのマークではなくて、高森町の観光を紹介するQRコードなど、トラックを見た人が例えば写真を撮って、写真を撮ったらそのQRコードも読みこまれてすぐ高森町のホームページにジャンプするなど、そういった工夫をしていただくとより効果的なPR活動になると思います。以上です。

○**議長（佐伯金也君）** 政策推進課長、荒牧久君。

○**政策推進課長（荒牧久君）** おはようございます。2番、津留議員の御質問にお答えいたします。

トラックのラッピングのデザインにつきましては、今後いろいろとアイデアをもっ

て検討してまいりたいというふうに思いますので、アイデア等よろしくお願ひしたい
と思います。以上です。

○議長（佐伯金也君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）2番、津留議員の提案に私も賛同したいと思います。すごくいい提案だと思ひます。実は、教育委員会の緒方局長の方で今回バスを教育委員会が2台作るわけですが、そのラッピングもデザイナー入れて、津留議員が今御提案されたバーコードを読み取れるようなデザインに、東学園のバスなども実はなっているところですが、もうすぐ多分出来上がるのではないかなと思ひますが、そのバーコードをバスのいろんなどこに入れるというのは本当に斬新だと思ひますし、そのようなことはすごく提案していきたいと思ひます。

ただ1つ町長として、096Kというかコアミックスさんの広報に町が乗っかってるような形で、いつも御自身たちで企業版ふるさと納税やふるさと納税されて、それで事業なされるので。私としては、何らかのときにはやっぱり町として本気でバックアップを、今も本気ですけど、やっぱり町の予算としてでも、そこは少し計上してでもやっていきたいなというのを個人的には最近感じているところですが。

大変大きい金額の企業版ふるさと納税や、ふるさと納税の返礼品なしを漫画家の方が全国からいただいておりますので、096Kと高森町、エンタメと高森がしっかり一緒にやってるんだという広報を各議員さんも後押ししていただいておりますので、そのようなラッピングにできるように、やはり私たちの方からもアイデアを出していきたいと思っております。大変、バーコードのアイデアありがとうございました。

○議長（佐伯金也君）4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君）4番、牛嶋です。

096Kのトラックの一応大きさをお聞きしたいと思ひます。ボディのイメージが湧かないのでまずはそれを1つ。

○議長（佐伯金也君）政策推進課長、荒牧久君。

○政策推進課長（荒牧久君）4番、牛嶋議員の御質問にお答えいたします。

トラックにつきましては、2トンのトラックを予定しております。4輪駆動車で後は電動リフトというふうに、電動で荷物が入れられるというようなものになっており

ます。これによりまして、荷物の搬入搬出が容易になり、時間の短縮、労力のコストダウンということに繋がるのではないかというふうに思っております。

○議長（佐伯金也君） 4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君） 4番、牛嶋です。

2トン車ということですが、ちょっと小さいのではないかなと思います。

それは別として、2番のワクチン接種について伺います。特設会場ということで、多分下のプレハブだと思いますが。これは、もう町長は購入を希望ということでいろいろ策を練られていると思いますが、今回コロナワクチンを接種ということでまた補助金が出ると思います。その間のリース代は補助金からいくかと思いますが、平素のリース代は大体どれぐらいの金額か、またはどういうふうな取り扱いになっているかをお聞きしておきたいと思います。

○議長（佐伯金也君） 住民福祉課長、阿蘇品かおりさん。

○住民福祉課長（阿蘇品かおりさん） 牛嶋議員の御質問にお答えいたします。

会場のリース代ということだったかと思いますが、そちらの会場のリース代が3月までの年度区切りになりますので、3月までで550万円ほどのリース代となっております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君） おはようございます。1番、後藤です。

令和3年度高森町一般会計補正予算第11号について質問したいと思います。6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、こちらをお開きいただきたいと思います。その中で、寄附金というところで補正前が約19億、この度補正を3億積みまして寄附金総額が22億というような補正が上がってきております。令和2年度、昨年12月議会における寄附金の補正は3億2,000万円ほどでした。これが、本定例会では22億というような数字になっている。

これは、主に寄附金の中でふるさと納税が占める割合が多いかとは思いますが、やっぱり全国でもいろいろふるさと納税で目立っている自治体あります。そこと比べて、高森町の返礼品がまだ私の中ではやっぱり弱い。一般質問などでも返礼品の話は出ましたが、弱い中で昨年が3億、今年が22億と飛躍的に数字が伸びている。

その伸びを達成している理由は何かということと、今後対応をどのように考えているかということを政策推進課長に質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐伯金也君） 政策推進課長、荒牧久君。

○政策推進課長（荒牧久君） 1番、後藤議員の御質問にお答えいたします。

本町のような工業都市圏でない町村の場合は、ふるさと納税の返礼品というのは限られてくるのではないかというふうに思っております。このように今年伸びたという原因につきましては、昨年から取り組んでおります肉とブレンド米でかなり寄附額が伸びたんですけども、今年におきましては米の価格が大変下落しております。その関係で、ブレンド米においては他の市町村も本町と同じような取り組みを今後もしてくるのではないかというふうに思います。

また、東北地方あたりのブランド米も本年は価格を下げて返礼品にしたり、ブランドからブレンドに変えたりなど、そういった変換をして返礼品にできておりますので、来年度からは急激な伸びというのは難しいのではないかなというふうには思っております。

今後大事なことは、個々の返礼品のレビューあたりをしっかりと観察して、消費者が何を1番求めているのか、そういった先を見越したマーケティングの戦略が必要になってくるのではないかなというふうに思っております。しかし、そこには相当な労力や時間を要しますので、職員としましては限界もあるのではないかなというふうにも考えております。

そこで、そのようなノウハウを持った業者が今後は必要になってくると思っておりますので、今後もそのような先見を持った業者に委託しまして、寄附額を伸ばしていくようにしなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（佐伯金也君） 1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君） 答弁ありがとうございました。22億という数字は、この明細書を見て11番の地方交付税が25億という形で、ほとんど匹敵するような数字になってきてると。そういうことを、担当各課の方たちもやはり理解していただいた上で、今後というのをより提案していただけたらと思います。

それともう1問。昨年度ふるさと納税につきましては、行政職員全員一体となって

されてたと。本年度につきましては、委託ということで取り組みをされている。そういうところから、当然来年度という話も出てくるとは思いますけども、次年度はどのような取り組みをするのかというのが1点。

あともう1点は、町長が、ふるさと納税につきましては、出口は町民という言い方を盛んにされております。正しくそれはそのとおりです。さらには、将来への子どもたちの負担を軽減する、させないというようなことも話している中、これだけ伸びてきたふるさと納税の寄附額をどのような形で使っていくのかというのを町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（佐伯金也君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）後藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まずは、全国各地の皆さんが、高森町が登録している商品に大変興味を示していただきまして、今回議会に3億円の歳入予算を上げさせていただきましたが、ほぼその2億1千万円が視野に入ってきてる状況があります。昨年度もそうでございますが、昨年度が8億数千万円で、それから約3倍近くは伸びるところで大変いろんな応援いただいてありがたいなと思います。

同時に、当町はエンタメに関するこの寄附金も異常な伸び方で伸びていっております。異常というのは、おかしい意味の異常ではなくて、もうびっくりするということでございます。商品に関して特色がありまして、096K熊本歌劇団の地域おこし協力隊のメンバーの方が、それぞれがこの高森のふるさと納税の商品をいろんな形でアピールしてもらっております。当然ホームページにも載っておりますし、それは全てのECサイトのホームページにも掲載される。ツイッター、インスタグラム等々、SNSをフルに活用されております。

ですので、大変人気がある方がほとんど団員さんですが、その中でもすごくロコミが多かったりする団員さんの返礼品は伸びているので、商品の魅力もありますが、地域おこし協力隊として、広報としてのこの効果も大変高いものではないかなと思いました。

まず、今荒牧課長が答えたのが本当に全ての答えですが、伸びた理由はマーケティングと今年だけではなく約1年半前からやっておりますロコミ、購入された人しか絶

対あれは口コミができませんので、その口コミを丁寧に丁寧に書かれたものに関して、ちゃんと返信をしてきたというところが大きいことかなと思います。

今年は、ブレンド米をほぼ九州の自治体は、高森のコピーペーストとまでは言いませんが、デザインから全て文言から、ほとんどの自治体が最終的には真似したのではないかなと思います。真似した自治体は伸びてます。その分、もっと伸びると思ってた高森町は、やっぱりこうなってきたというのが現状でありまして、その分例えば思いつき転換されたこの近隣の自治体も、昨年以上の何倍の伸びがブレンド米で今できているのではないかなと思います。

その口コミに対する対応などというのは、本当に1個1個をやっていただくにはやはり委託しかないかなと思っております。それと、来年度以降は議員がお聞きにされましたが、私の個人的な感覚から見ますと、数字的に去年6,000億が全国の市場だったんですが、マーケット的には今年多分8,000億近くなるのではないかなと予想をいたしております。

その8,000億のマーケットに対してマーケティングをして、マーケティングを基に実行するのは簡単ですけど、実現するのはすごい難しいところをやはりくみ上げていかないといけないので、やはりそこは本当に1年、2年先を見ながらやっていかないと寄附金は集まらないのではないかなと思います。

特に、ニュースでも取り上げられましたように、例えば名古屋市など多くの政令市が、今年度実は先々月ぐらいから本気でやり始めた自治体がすごく増えてきました。もう1カ月で何億というのを、大きな都市は返礼品を元々持っておりどんな稼ぎ方だってできますので、やはり小さな自治体は非常に不利だなというのは感じているところでございます。

次年度も同じように委託をきちんといたしまして、職員の職場環境をさらに良くするということで委託をしないと、そういうふうに私自身は考えております。そして、今年のようなこの金額は、なかなか来年度以降は難しいと思いますが、何度も申し上げますように議員さんも私も任期が来年までです。それ以降に関しては、言いようがないのがお互いではないかなと思っておりますが、少なくとも今後小さな自治体が自主財源のツールとして重宝していくことは間違いないと思いますし、出口が町民さん

や地域というのは間違いございません。

ですので、議員さんからの提案をふるさと納税の事業に充てたりするのは当然かなというふうに思っております。大前提、1番大きいところは納税者の方が選ぶところがあります。教育、福祉、例えばエンタメ事業、町の計画というところ、そこに選ばれた納税者の人の趣旨に沿った使い方が大前提ということも、そこが1番かなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）最後です。1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君）ありがとうございました。ふるさと納税のサイトには、議員紹介という欄も実はあったりするので、その議員紹介の欄を広く大きくしていきたいかなと思います。また、出口は町民ということで、その言葉のとおり住民の方全員が何かほっこりするような施策をぜひとも打っていただけたらと思います。以上です。

○議長（佐伯金也君）ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第60号は各常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。あと数議案残っておりますが、ここで10分間ほど休憩をしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。11時30分から再開をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第11 議案第61号 令和3年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君） 日程第11、議案第61号、令和3年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君） 議案第61号で御提案いたしました、令和3年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第3号について御説明いたします。

今回の補正予算の主なものは、国民健康保険市町村事務処理標準システム導入を見送ったことによる予算額の減額でありまして、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算の議決を経る必要がありますので、提案させていただくものでございます。

1ページをご覧ください。今回の補正は、既定の予算から2,426万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出総額をそれぞれ10億8,788万7,000円といたしました。

歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。第5款第2項第5目国民健康保険調整交付金について、国補助の市町村事務処理標準システム導入分として1,865万3,000円を減額しております。続いて、第6款第1項第1目保険給付費等交付金について、同じく県補助の市町村事務処理標準システム導入分といたしまして、561万2,000円を減額しております。

次に、歳出について7ページをご覧ください。第1款第1項第1目の一般管理費におきまして、市町村事務処理標準システムの導入に係る委託料を1,372万8,000円、負担金補助及び交付金を1,142万4,000円減額しております。続きまして、第2款第1項第3目の一般被保険者療養費におきましては、8月診療分において突発的な高額療養費の支払いがありましたので、年度末までの療養費が不足すると見込まれておりますので100万円を増額しております。最後に、第10款の予備費において収支の調整を行っております。

以上御説明申し上げましたが、御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（佐伯金也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質

疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第62号 令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君） 日程第12、議案第62号、令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君） 議案第62号で御提案いたしました、令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について御説明いたします。

今回の補正予算の主なものは、保険基盤安定負担金額の確定に伴う予算の減額について、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算の議決を経る必要がありましたので、提案させていただくものでございます。

1ページをご覧ください。今回の補正は、既定の予算から129万9,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ1億1,410万9,000円といたしました。

歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。第3款第1項第1目一般会計繰入金について、一般会計からの保険基盤安定繰入金分を129万9,000円減額しております。次に、歳出について7ページをお開きください。第2款第1項第1目後期高齢者医療広域連合納付金において、歳入で御説明いたしました保険基盤安定繰入金額と同額を減額しております。

以上御説明申し上げますが、御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第62号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第63号 令和3年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第13、議案第63号、令和3年度高森町介護保険特別会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君）議案第63号で御提案いたしました、令和3年度高森町介護保険特別会計補正予算第3号について御説明申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、介護予防サービス費等の予算の増額について、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算の議決を経る必要がありましたので、提案させていただくものでございます。

1ページをご覧ください。今回の補正は、既定の予算に1万3,000円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ11億1,771万8,000円といたしました。

歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。第3款第2項第4目事業費補助金につきましては、介護保険システム改修に係る補助金として33万7,000円を増額しております。このシステム改修に係る歳出予算は、既に当初予算で計上してあります。

次に、歳出について7ページをご覧ください。第5款第1項第1目介護予防・生活支援サービス事業費においては、第12節委託料に短期集中型通所介護委託料を50万円、第18節負担金補助及び交付金に介護予防サービスの利用状況により250万

円を増額しております。第5款第3項第2目任意事業費では、配食サービス利用者の増加により60万円を増額いたしました。続いて8ページをご覧ください。第8款予備費において収支の調整を行いました。

以上御説明申し上げましたが、御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第63号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第64号 令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第14、議案第64号、令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下徹君）こんにちは。

議案第64号で御提案いたしました、令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第3号について御説明いたします。

予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ185万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,255万円とするものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。まず、歳入の主なものにつきまして6ページで御説明いたします。第4款財産収入につきまして、国債にて運用しております基金の一部の買い替えを行うことに伴い、利息収入を60万円減額するものでござい

す。第6款諸収入につきましては、令和2年度分の消費税及び地方消費税の確定申告に伴い消費税の還付が生じたことから、244万1,000円を新たに雑入として計上するものでございます。

続いて7ページの歳出につきましては、ただいま歳入で御説明いたしました消費税の還付や国債買い替えに伴う利息収入の減額等に伴い、主に第4款予備費の増額をするものでございます。

以上、今回提案しております補正予算について御説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第64号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第15 休会の件について

○議長（佐伯金也君）日程第15、休会の件について議題とします。

お諮りします。12月11日、12月12日、12月14日、12月15日、12月16日は休会としたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、12月11日、12月12日、12月14日、12月15日、12月16日は休会とすることに決定いたしました。

なお、各常任委員会が開かれますのでよろしくお願ひいたします。また、13日は一般質問、17日は最終日となっております。

-----○-----

○議長（佐伯金也君）以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前11時44分